

(平成 26 年 8 月 18 日掲載)

P161、p162

○土地・建物等の課税の特例 **[税率]**につきまして、下記枠内の通り補足いたします。

※平成 25 年から平成 49 年までは、確定申告の際には復興特別所得税を加算して納税することになります

⇒土地・建物等の課税の特例は、譲渡があった際にそれぞれ個々に納税するのではなく、確定申告をする際に、土地・建物等の譲渡所得の税額と他の所得の税額を併せた金額に復興特別所得税を加算して納税することになりますので、個々についての復興特別所得税を含めた記載をしておりません。

そのため、計算例(161 ページの下 4 行)につきましても、所得税額算出の計算と、復興特別所得税の計算とに分けて表記をしておりますが、お客様よりお問合せがございましたので、上記の通り補足いたします。